

大口町告示第115号

大口町私立高等学校等授業料補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年9月30日

大口町長 鈴木雅博

大口町私立高等学校等授業料補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町私立高等学校等授業料補助金交付要綱（平成21年大口町告示第73号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（以下「法律」という。）」を「（平成22年法律第18号。以下「法律」という。）」に改める。

第3条中「412,800円」を「422,400円」に改める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 令和2年度に私立高等学校に入学した者に関する補助金の額は、この要綱による改正後の大口町私立高等学校等授業料補助金交付要綱第3条の規定にかかわらず、生徒1人当たりに対し、年額20,000円を補助する。ただし、授業料の年額（愛知県の私立高等学校等授業料平均額の412,800円を上限とする。）から法律第3条第1項に規定する就学支援金、愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金等で補助される授業料を除いた納入すべき授業料の年額が補助金の額に満たない場合は、その納付すべき授業料相当額とする。